



2019年  
5月  
199号



# 連合鶴岡田川

編集発行  
連合山形鶴岡田川  
地域協議会  
鶴岡市泉町8-57  
TEL 0235-25-8605  
労働組合センター内

MAY  
DAY

4月27日（土）2019田川地区中央メーデーを開催、雨天のためマリカ広場で行われ、組合員400人が労働者の祭典に結集しました。

主催者を代表して、工藤実行委員長（連合議長）は労働時間短縮の闘いがメーデーの始まりである。本日は、改めて労働組合の意義を考えるメーデーにしていきたい。

現在、連合は2019春闘に取り組んでいる。6年連続の賃上げという状況にあるが、賃金引き上げが生活向上につながっているのかが課題である。今年は高校卒業の県内就職率が高くなっているが、初任給の引き上げが伴わなければ、安心して働き続けることができない。

10月に消費税の引き上げが予定されており、物価上昇が続く中で、賃金引き上げ行われなければ、鶴岡市で働く労働者の生活向上は望めない。年収300万円以下の労働者が増えることになる。

4月から働き方改革が実施されているが、経営者にまかせるだけでなく、私たち労働者が賃金や労働条件の改善を図り、この地区の労働環境を変える必要がある。労働組合の無い職場で働いている労働者にも結集を呼びかけ、連合結成30年を機に前進をはかろうと挨拶をしました。

多くの来賓を代表して、皆川鶴岡市長、連合協力議員団を代表して4月に県議会議員選挙に当選した高橋淳・今野美奈子議員より、連帯の挨拶をいただきました。

最後に、長時間労働の是正を訴える特別決議、メーデー宣言を採択、デモ行進時のシュプレヒコールを全員で唱え式典を終了しました。

その後、プラカードコンクールを行い、じゃんけん大会抽選会などで交流を深めました。今年は手づくりクッキーおからや以外に、カレー・やきとりなどのキッチンカーの出店もあり、これまでの交流会と異なった内容となりました。

雨天の寒い中で、多くの組合員より結集をいただきましたことに感謝を申し上げます。来年度は鶴岡市文化会館で式典を行う予定で計画を進めておりますので、多くの組合員の参加をよろしく願います。



工藤実行委員長



皆川鶴岡市長



シュプレヒコール



プラカードコンクール

## 【働き方改革、自分の職場はどうなっているか】

働き方改革実現進め会議が提出した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が2018年6月29日に参議院本会議で可決・成立し、2019年4月から施行されています。

この法律は労働者サイドの視点にたった内容が盛り込まれていますが、あなたの職場ではどの様になっていますか。

労働組合は経営者と協議を行い、書面で確認をする必要があります。

## 【残業時間の上限規制】

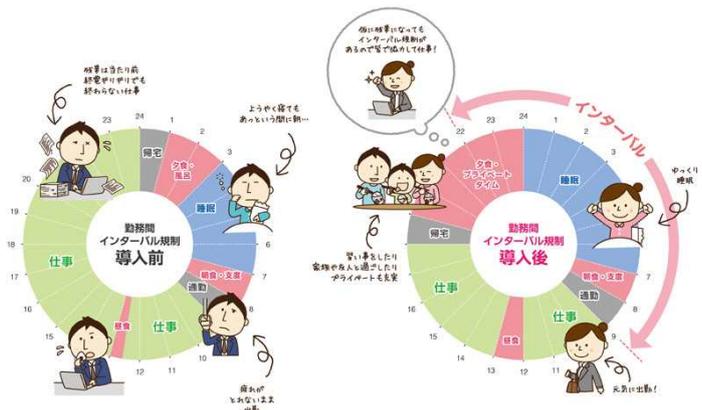
過労死の防止を目的として、時間外の上限を年720時間、月100時間（休日労働を含む）と、法律上の上限が設けられる。上限に違反した場合は、刑事罰を受ける可能性がある。大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から施行。

## 【有休取得の義務化】

有給休暇が10日以上ある労働者について、経営者は5日の有給休暇を取得させることが義務化される。経営者は労働者が有給休暇を取得しやすい勤務形態にする必要がある。企業規模にかかわらず2019年4月から施行。運用の見直しが急務。

## 【勤務間インターバル制度】

経営者は、終業から始業の間に一定の休息時間を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に努める。勤務後は少なくとも10時間、あるいは11時間といった、心身を休める時間を設けることが望ましい。企業規模にかかわらず2019年4月からの努力義務。



## 【割増賃金率の中小企業猶予措置廃止】

残業時間が月60時間を超えた場合にかかる50%の割増賃金率は大企業に適用され、中小企業は適用が猶予されていたが廃止となる。2023年4月以降から適用。

## 【産業医の機能を強化（労働時間管理の強化含む）】

従業員の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付ける。企業規模にかかわらず2019年4月から施行。

## 【同一労働・同一賃金の原則適用】

正規社員と非正規社員が同じ仕事を行っている場合、基本給、諸手当、昇給、賞与などの待遇に不合理な差を設けることを禁止。大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から施行。

## 【3ヶ月のフレックスタイム制が可能に】

8月は短く働いて、9月は長めに働くというような働き方も、今回の法改正を踏まえれば可能。企業企業規模にかかわらず2019年4月から施行。